

令和4年2月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和4年2月21日（月曜日）

ＮＯＳＡＩ長野会館6階大会議室

午後2時10分 開会、開議

午後3時16分 閉議、閉会

出席議員（10名）

3番	花岡利夫議員
4番	勝野一成議員
5番	下平喜隆議員
7番	土屋勝浩議員
10番	二條孝夫議員
11番	前田きみ子議員
12番	渡邊 光議員
13番	山崎啓造議員
14番	栩本 力議員
15番	渡辺正男議員

欠席議員（5名）

1番	今井竜五議員
2番	柳田清二議員
8番	井坪 隆議員
9番	町田博文議員
16番	萩原由一議員

説明のために出席した者

広域連合長	羽田健一郎
副広域連合長	牛越 徹
副広域連合長	平林明人
副広域連合長	竹節義孝
事務局長	清水剛一
会計管理者	田村浩志
業務課長	金田光弘
保健事業室長	平出邦夫
総務係長	久保井康典
担当係長（システム）	佐藤俊之
財務係長	塩原正樹
資格保険料係長	三井正勝
担当係長（保険料）	立岩 浩

給付係長	宮原明日香
担当係長（給付）	町田 豊
保健事業係長	畑中英樹
担当係長（保健事業）	中野真吾

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹本好司
議会事務局書記	唐澤卓也
議会事務局書記	竹内 彩

議事日程

- 会期の決定
- 会議録署名議員の指名
- 諸般の報告
- 一般質問
- 議会第1号 長野県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則
以上1件上程 提出者説明
質疑、討論、採決
- 議案第1号 長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
以上1件上程 理事者説明
質疑、討論、採決
- 議案第2号 令和4年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
以上1件上程 理事者説明
質疑、討論、採決
- 議案第3号 令和4年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
以上1件上程 理事者説明
質疑、討論、採決

会議に付した事件

議事日程記載事件のとおり

午後 2時10分 開会

議長（二條孝夫君） 定刻になりましたので、会議を開きます。

ただいまのところ、出席議員数は10名でございます。

会議の定足数に達しておりますので、これより令和4年2月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

◎ 会期の決定

議長（二條孝夫君） それでは、これより本日の会議を開きます。

初めに、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（二條孝夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

◎ 会議録署名議員の指名

議長（二條孝夫君） 次に、会議録署名議員を指名いたします。

4 番勝野一成議員、14 番棚本力議員の 2 名を指名いたします。

◎ 諸般の報告

○ 現金出納検査結果及び定期監査結果

議長（二條孝夫君） この際、諸般の報告をいたします。

本日、議場配付いたしましたとおり、監査委員において令和 3 年 10 月から 12 月までの各月の現金出納検査及び令和 3 年度定期監査が実施され、その結果について議長宛てに報告がありましたので、写しを配付しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎ 広域連合長あいさつ

議長（二條孝夫君） ここで、定例会招集に当たり、羽田広域連合長から挨拶があります。

羽田広域連合長。

広域連合長（羽田健一郎君） 本日、2 月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には大変御多忙の折にもかかわらず御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たりまして一言、御挨拶を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症の動向につきましては、新たな変異株、オミクロン株の発生により、落ち着きつつあった感染状況が一変し、1 月 27 日からは長野県全域において、まん延防止等重点措置が適用となり、一層の感染対策が求められているところでございます。

このような中、感染症の治療や予防に日夜奮闘されておられる医療従事者の皆様をはじめ、社会経済活動の維持に御尽力をいただく関係者の皆様方に対しまして、深く敬意と感謝を申し上げます。

当広域連合におきましても、引き続き保険料の減免や傷病手当金の支給を行い、感染対策に留意の上、業務継続を図るとともに、後期高齢者の皆様の医療受診の動向等にも注視してまいります。

次に、本定例会で条例改正をお願いしております保険料率改定について申し上げます。

第 8 期財政運営期間となります令和 4・5 年度の保険料率につきましては、国から示される基礎数値に加え、本県の 1 人当たり医療費、被保険者数の動向及び被保険者の所得の状況等を勘案して試算を進めてまいりました。

今回の改定に当たっては、1 人当たり医療費の増加傾向が続く中、令和 4 年度から団塊

の世代が後期高齢者入りすることに伴う被保険者数の急増や後期高齢者負担率の引上げなど、保険料率の増加要因がある一方、診療報酬のマイナス改定や窓口負担割合の見直しなど保険料率の減少要因もあり、それらを踏まえ積算を行いました。

さらに、被保険者の皆様の生活実態を十分考慮し、決算剰余金を活用して保険料率の増加抑制に努めた結果、第8期の保険料率につきましては、均等割額、所得割率ともに現第7期の料率を据置きとするものでございます。

次に、健康寿命の延伸及び医療費適正化に向けた保健事業の取組について申し上げます。

令和2年度から本格実施となりました高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業につきましては、令和3年度に実施市町村が60に増加し、令和4年度は69市町村での実施が予定されており、県内市町村の約9割が事業に取り組むこととなります。

当事業につきましては、国において、令和6年度には全ての市町村で実施することを推奨しておりますことから、実施体制の整っていない市町村に対しまして、実施に向けた働きかけや支援を行ってまいります。

また、精度の高い保健事業の実施には欠かせない被保険者の健診データ等の分析、活用にも取り組んでまいりますとともに、昨今のコロナ禍による外出控えに起因するフレイルや生活習慣病の重症化等を予防するため、高齢者の皆様の健康診査事業における受診率向上に向けた取組を進め、健康に対する意識啓発を進めてまいります。

本日提出いたしました案件は、長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例ほか2件であります。詳細につきましては、別途御説明申し上げますので、何とぞ慎重に御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりまして御挨拶とさせていただきます。

◎ 一般質問

議長（二條孝夫君） それでは、日程に従い一般質問に入ります。

通告がありますので、質問を許します。

15番渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 15番渡辺正男です。それでは、通告してありました届出の要旨に沿って進めていきます。まず大項目の1番を読み上げて再質問します。その後、大項目の2番へ進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

誰もが安心して医療が受けられる制度の確立を目指して。

1、コロナ禍での後期高齢者医療の現状と今後の見通しは。

（1）どう受け止め、どう評価するか。

（2）陽性者数・死亡者数の把握は。

（3）医療費動向への影響は。

①受診控えの傾向は。

②オンライン診療の現状は。

③医師偏在と医療費の相関関係は。

④マイナンバーカードの健康保険証利用の現状は。

1番については以上になります。

議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。金田業務課長。

業務課長（金田光弘君） 渡辺正男議員からの、コロナ禍での後期高齢者医療の現状と今後の見通しに関する御質問についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、オミクロン株による第6波が、これまでにないスピードと規模で長野県内に爆発的な感染拡大をもたらしたことから、本県においても1月27日から2月20日まで、まん延防止等重点措置が適用され、その後3月6日まで延長されております。

重点措置を講じてから感染急拡大には歯止めがかかったものの、新規陽性者数は依然として高止まりしており、確保病床使用率や療養者数などの指標を見ても、先行きは予断を許さない状況が続いていると言われております。

第6波への対応といたしましては、感染拡大のスピードが極めて速い一方で、重症化する方は比較的少ないというオミクロン株の特徴を踏まえ、マスク着用や手指消毒、換気といった基本的な感染対策を徹底していくことが重要と考えております。

当広域連合といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料減免や、コロナ感染により働くことができず給与を受け取れなかった被保険者に対する傷病手当金の支給を行っております。

さらに、感染症対策として外出を控えることなどにより心身機能の低下を招かないよう、ラジオ放送を通じて注意喚起をしたり、受診控えにより健康状態が悪化しないよう、医療機関等への適切な受診をホームページ上で呼びかけたりするなど、様々な機会を捉えて被保険者の皆様の健康保持につながる広報事業を実施しております。

今後もこれらの取組を継続していくとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況や医療提供体制の動向を注視してまいりたいと存じます。

次に、新型コロナウイルス感染症による陽性者数・死亡者数についてお答えします。

長野県内の状況につきまして、県が発表した2月15日16時時点の全世代の累計で申し上げますと、陽性者は2万5,704人、死亡者は123人となっております。陽性者の年代別内訳は、75歳以上というくくりでの県の発表はないため、後期高齢者の状況を正確に把握することはできませんが、70代が1,365人、80代以上が1,310人となっており、全世代に占める70代以上の陽性者の割合は10.4%でございます。また、死亡者123人の年代別内訳は、新聞報道によりますと80代が51人と最も多く、90代以上の35人、70代の24人と合わせ、70代以上が89%を占め、60代は11人、50代以下は2人となっております。

次に、新型コロナウイルス感染症の医療費への影響についてお答えします。

令和2年度の総医療費は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による受診控えと思われる影響などで、令和元年度と比較いたしまして1.8%の減、1人当たり医療費は2.4%の減となりました。特に、緊急事態宣言が長野県にも適用された令和2年4月、5月には、総医療費については4月が前年同月比で4.2%の減、5月が前年同月比で9.2%の減と大幅に減りました。

しかしながら、令和3年度に入りますと、昨年12月までの実績でございますが、総医療費は令和2年度比で2.6%の増、コロナ禍前の令和元年度との比較でも1.2%の増、1人当たり医療費では令和2年度比で2.9%の増、令和元年度比で0.7%の増となっており、令和元年度の水準を若干上回ってきている状況でございます。

続きまして、オンライン診療の現状について申し上げます。オンライン診療とは、ス

スマートフォンやパソコンのビデオ通話機能を活用して、医療機関に對面で診察を受けに行かなくても医師の診察が受けられる診察方法でございます。

診療報酬の審査・支払業務を行っております国保連合会によりますと、電話、オンラインによる診療のレセプト件数は、令和元年は月平均884件だったのに対して、令和2年は月平均で2,531件、令和3年においては、12月までの実績で月平均2,706件となっており、令和元年の約3倍と増加しております。

特に新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が一昨年4月に初めて出された影響で、翌5月、6月はともに約5,000件と大幅に増加しました。これは、新型コロナウイルス感染症への罹患を心配し、外出を伴う通院から非対面型の電話・オンライン診療に切り替えた方が増えたためではないかと考えております。

続きまして、医師偏在と医療費の関係について申し上げます。国は現在及び将来人口を踏まえた医療ニーズに基づき、地域ごとの医師の多寡を統一的・客観的に把握できる、医師偏在の度合いを示す指標として、「医師偏在指標」を平成30年に導入しました。

それによりますと、平成30年における偏在指標の全国平均が239.8のところ、長野県は202.5であり、高い方から数えて全国第37位の医師少数県とされております。

県内10の二次医療圏別の状況は、医師少数区域に位置づけられるのが、上小、上伊那、飯伊、木曽、北信の5医療圏で、偏在指標は130.5から154.7、少数でも多数でもない区域が、大北、長野、諏訪、佐久の4医療圏で、偏在指標は174.2から197.4、医師多数区域に位置づけられているのが松本医療圏で、偏在指標は325.3となっています。

また、令和2年度の圏域別の1人当たり医療費を見てみますと、最も高かったのが上小で87万6,151円、以下、諏訪、長野、松本、佐久、大北、飯伊、北信、上伊那と続き、最も低かったのが木曽で60万7,424円となっております。

医師偏在と医療費の関係を見ますと、1人当たり医療費が最も高い上小は医師少数区域に属しておりますが、1人当たり医療費の高いほうの2位から6位は全て医師多数区域または少数でも多数でもない区域であり、7位から10位は全て医師少数区域となっております。

次に、マイナンバーカードの健康保険証利用の現状についてお答えします。昨年10月20日から、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになりました。被保険者の皆様にとって、利用機会の多い医療機関等においてカードを健康保険証として利用できることは、大きなメリットであるとともに、医療保険者である広域連合や医療機関等にとっても最新の資格情報を確認できることから、請求誤り、給付誤りなどを防止できるといった効果が期待されています。

長野県における75歳以上のカード交付枚数率は、本年2月1日現在38.4%であり、全国平均の43.6%と比較すると5.2ポイント低い状況です。

また、カードを健康保険証として利用するためには利用登録が必要となりますが、登録を済ませている方は、1月23日時点の全国の数値で申し上げますと、全被保険者の3.23%程度と利用登録が進んでいないのが現状です。

さらに、医療機関等においてカードを保険証として利用するためには、カードを読み取るカードリーダーやオンライン資格確認システムの導入が必要となりますが、長野県内において運用を開始した施設は全医療機関等の13.8%にとどまっている状況です。

また、国に対しましては、医療機関等に対するシステム導入のさらなる働きかけと支援を行うよう、全国協議会を通じて要望するなど、オンライン資格確認等が実効性のあるものとなるべく、市町村とも連携しながら進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

議長（二條孝夫君） 15番渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） それでは、1番について再質問させていただきます。新型コロナウイルス感染症のオミクロン株が感染拡大する中で医療崩壊と言われています。1980年代、臨調行革路線から、医療費抑制がずっと行われており、最近の地域医療構想もその流れをくんでいるわけですが、病院数は1990年のピーク時から比べると1,800件も医療機関が減っています。また、感染症病床が半分程度に減らされ、I C U（集中治療室）の病床数も日本はイタリアの半分以下で、ドイツの6分の1しかない状況であります。

保健所についても1990年代は852か所ありましたが、それが469か所ということで、半分に減らしてしまいました。

この中で、平時の感染症関連予算、感染症研究所や大学の研究などの予算がありますが、アメリカは2,300億円、中国は2,600億円、イギリスは283億円の予算をつけていますが、日本はたったの74億円にすぎないということです。

こうした行革の名の下に進んできたのが、今回こういった矛盾です。特に国の新年度予算では、地域医療構想の推進として757億円、医療計画に基づく医療体制推進に545億円を来年度の予算に計上して、再編統合の議論が必要という全国の436病院を挙げたわけですが、民間も含めた地域医療構想実現の対応方針を2023年度までに策定するように都道府県に求めているということです。

一向に収束の気配を見せないコロナ禍で、コロナ病床の確保も含めながら地域医療構想の下に、公立・公的病院の統廃合、それから再編、20万床にも及ぶ急性期病床の削減を進めようとする矛盾した政策が行われている中で起こった医療崩壊と私は感じています。こうした片方で病床を減らし、病院を統廃合しようとする政策をそのまま進めながら、けれどもコロナと闘っていかなければいけないという形になっていますけれども、こういったことに対してどのようにお考えでしょうか。

議長（二條孝夫君） 金田業務課長。

業務課長（金田光弘君） 渡辺正男議員の御質問にお答えします。病床数に関しましては、県が必要な病床数をどのようにしていくのかという政策を進めているところでございまして、私どもとしても保険者として、その動向を注視してまいりたいと考えております。

また、コロナ禍においての医師確保に関しましては、県で策定している第8次医療計画の中で、緊急時の感染症対策として短期的な需要に対する医師確保に関する部分を医療計画の中に記載することを予定していると聞いておりますので、その動向を注視してまいりたいと思います。以上でございます。

議長（二條孝夫君） 15番渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 先ほど答弁いただきましたけれども、お亡くなりになっている方は大半が後期高齢の被保険者の皆さんだと思いますが、医療費の動向について、先ほど示していただいたのは12月までです。オミクロン株が猛威を振るったのは1月10日前後ぐらいからですが、その1か月、2か月の間の受診控えは、把握されていますでしょうか。

議長（二條孝夫君） 金田業務課長。

業務課長（金田光弘君） オミクロン株が猛威を振るい始めた第6波に関しては、1月、年
が明けてからとなりますけれども、我々のほうに医療機関からレセプトが来るのは、大体
2か月遅れで来るものですから、その状況はまだつかめておりません。以上でございます。

議長（二條孝夫君） 15番渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） しっかりと現状把握に努めていただきたいと思います。

高齢者の皆さんが、なかなか病院に足が向かないような状況の中で、ちゃんとした医療
が受けられているのかという心配もあるわけですが、広域連合として被保険者の皆
さんが困っていることをしっかりと知っておいていただきたいと思います。

それでは、2番に移ります。

大項目の2番、第8期保険料率算定の方法は。

- （1）県の医療費・保険料の全国順位は。
- （2）新型コロナウイルスの影響考慮は。
- （3）一部窓口2割負担の影響は。
- （4）国への「要望書」はどうか。

以上です。

議長（二條孝夫君） 金田業務課長。

業務課長（金田光弘君） 渡辺正男議員御質問の第8期財政運営期間における保険料率の算
定方法についてお答えします。

まず、長野県の医療費・保険料の全国順位について申し上げます。被保険者1人当たり
医療費につきましては、直近で全国比較のできる令和3年度の上半期、4月から9月まで
の実績額で申し上げますと41万1,747円で、全国順位は高い方から第39位です。

また、今回算定を行った第8期、令和4・5年度の1人当たり保険料額は6万3,125円
で、他の広域連合においても、議会前の暫定値ではありますが、その暫定値での比較で申
し上げますと、長野県は高い方から全国第35位となっております。

次に、第8期財政運営期間の保険料率算定において、新型コロナウイルスの影響を考慮
したのかどうかについてお答えします。

今回の算定に当たっては、厚生労働省から被保険者1人当たり医療費の算出方法に係る
考え方が示されており、当広域連合においてもそれに基づき算出を行いました。具体的
には、令和4年度の1人当たり医療費を求める際の基準となる1人当たり医療費について、
令和2年度の値には新型コロナウイルス感染症の影響があることから用いず、コロナ禍の
影響を受けていない令和元年度の値を用いて、そこに平成27年度から令和元年度までの対
前年度伸び率を乗じて推計するという考え方でございます。

ちなみに、C型肝炎治療薬ハーボニーなど、高額薬剤の保険適用等により医療給付費が
増加した平成28年度については特異な年度であることから、厚生労働省の示した算出方法
と同様に、伸び率を求める際の期間から除外しました。

続きまして、一定以上の所得がある方への医療費2割負担導入の影響についてお答えし
ます。

本年10月1日から医療機関等における一部負担金に2割負担が導入されることにより、
広域連合が負担する医療給付費も減少することになります。

制度的な給付率の変更と、それに伴う医療費水準の変化につきましては、厚生労働省が

過去の医療制度改革の実績を基礎に、昨年12月下旬に示した計算式に基づき、令和4・5年度の総医療費及び医療給付費を算出し、保険料率の算定に反映させました。計算の結果、2割負担導入の影響額は、第8期の2年度分の医療給付費で68億137万5,949円の減、率にして1.2%の減となりました。

次に、窓口負担に関する国への要望書の提出についてお答えします。

当広域連合においては、これまで後期高齢者の窓口負担割合の在り方につきまして、制度の根幹である「高齢者が必要な医療を受ける機会の確保」を図る観点から、現状維持に努めるよう、全国協議会を通じて国に対して要望してまいりました。

また、広域連合議会におかれましても、令和元年2月定例会において、現状を基本に検討することを要望する、後期高齢者の医療費窓口負担に関する意見書を採択し、関係大臣宛てに提出しております。

そのような中、健康保険法等改正案は、昨年6月4日、第204回国会において可決され、6月11日に公布されましたが、その後、昨年11月にも窓口負担割合の見直しに関して、「被保険者や医療機関に混乱が生じることのないよう十分に配慮するとともに、引き続き保険者である広域連合の意見を尊重しながら、円滑な制度開始に向けて検討を進めること。また、必要な経費に対して国による財政支援を確実に実施すること」など、引き続き全国協議会を通じ、国に対して要望を行っております。

私どもといたしましては、国からも高齢者や国民に対する丁寧な周知広報を求められていることから、被保険者の皆様の混乱を招かないよう、市町村の広報紙への掲載、市町村窓口への制度周知用リーフレット配布、ラジオCMの利用、広域連合や市町村のホームページへの掲載など、様々な機会を捉えて引き続き分かりやすい周知広報に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（二條孝夫君） 15番渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 今回、2年に一度の算定ということで、先ほどの全員協議会では、長野広域も含めて11の広域連合で結果的に減額、料率を下げたという説明がありました。長野広域はコロナの関係で決算の剰余金はまだ余裕があるのではないかという感じもしますし、もう少し被保険者の皆さんの負担軽減に踏み込んで、減額、料率を下げる努力をしていただきたいと思います。

要望書のことについて質問させていただきます。今回、議案説明資料の令和4年度の主な新規・拡大事業の概要の中の医療費窓口負担割合の見直しの概要説明欄に、「一定程度の所得がある方については今回の見直しにより2割負担とすることで現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくものです」と書いてありますが、全国協議会で毎年1回か2回、国に対して要望書を上げておりますけれども、令和元年6月12日付の要望書には、こうあります。

「制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状維持を基本とし、検討を慎重に進めること」という要望書を上げました。ただ2割負担にすることではなくて、あくまでも現状維持を基本として検討してほしいとしていました。

それに対して今回、「皆保険を未来につないでいくものです」としていますが、少し矛盾しているのではないかと思います。説明資料にこういった表現を入れた理由について説

明をお願いします。

議長（二條孝夫君） 金田業務課長。

業務課長（金田光弘君） 広域連合の立場としても当初、全国協議会を通じて現状維持を要望しましたがけれども、国で導入すると決定した2割負担につきましては、これから団塊の世代も高齢者入りするに当たって、若い世代の負担が急増することを踏まえて、若い世代の負担を減らすということと、後期高齢者の保険料自体にも医療給付費の減少によって保険料の減少を図るといった二つの側面から行われたものでございますので、私たちとしては国のほうで考えて必要な判断、必要な措置が取られたものと受け止めております。

私どもとしては、決まったからには被保険者の皆様に対して丁寧な周知広報をして、混乱を招かないように努めていきたいと考えております。以上でございます。

議長（二條孝夫君） 15番渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 今回の保険料算定に当たっては、もう一步踏み込んでいただきたかったという残念な気持ちであります。今後も被保険者の皆さんの実態をしっかりと把握に努めながら、負担軽減に努めていっていただきたいと思います。

4月から年金の支給が0.4%減らされます。その中で、灯油やガソリン代、電気代、それから食料品、小麦粉やハムなど、全てのものが値上げのラッシュになります。高齢者の負担に配慮した中で、少しでも減らしていただけるような努力を今後も続けていただきたいことを申し上げて終わりたいと思います。

議長（二條孝夫君） 渡辺正男議員の質問が終わりました。

以上で一般質問を全て終了といたします。

◎ 議会第1号、上程、提出者説明、質疑、討論、採決

議長（二條孝夫君） それでは、議事に入ります。議会第1号 長野県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

13番山崎啓造議員。

13番（山崎啓造君） 13番山崎啓造でございます。

議会第1号 長野県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

資料につきましては、お手元に配付しております議員提出議案の説明資料を御参照ください。本議案につきましては、花岡利夫議員に御賛同いただきまして提出させていただきます。

本議案は、多様な人材の広域連合議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、本会議への欠席事由を明文化すること、行政手続の押印の廃止が進められる中、広域連合議会においても請願に係る押印について見直しを行うこと、並びに、これまで会議規則に定めがなかった全員協議会を新たに会議規則に定めることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明を終わります。

議長（二條孝夫君） 以上で説明が終わりました。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（二條孝夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（二條孝夫君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。本案を原案どおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全 員 挙 手〕

議長（二條孝夫君） 全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 1 号、上程、提出者説明、質疑、討論、採決

議長（二條孝夫君） 次に、議案第 1 号 長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

金田業務課長。

業務課長（金田光弘君） 議案第 1 号 長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

これは、高齢者の医療の確保に関する法律第104条の規定に基づき、令和 4・5 年度の保険料率を定めるなど、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、令和 4・5 年度の保険料率について、現行と据置きの所得割率 0.0843、8.43%、被保険者均等割額 4 万 907 円と定めるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令が一部改正され、本年 4 月 1 日から施行されることに伴い、保険料の賦課限度額を 66 万円に引き上げます。また、令和元年度から段階的に行われてきた保険料均等割軽減特例の見直しの終了に伴い、特例部分の条文を削除するものです。その他、条文の整備を行うものでございます。

以上、条例の議案の説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（二條孝夫君） 以上で説明が終わりました。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（二條孝夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（二條孝夫君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔多 数 挙 手〕

議長（二條孝夫君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第2号、上程、提出者説明、質疑、討論、採決

議長（二條孝夫君） 次に、議案第2号 令和4年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

清水事務局長。

事務局長（清水剛一君） 議案第2号 令和4年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明を申し上げます。

一般会計予算の1ページをお開きください。第1条、予算総額は歳入歳出それぞれ8億1,018万3,000円と定め、第2条、一時借入金借入れの最高額は8,000万円と定めるものがございます。

2ページの第1表、歳入歳出予算をお開きください。歳入を御覧ください。計上しております額は次のとおりです。なお、詳細につきましては、後ほど一般会計予算説明書の該当ページで御説明申し上げます。

1款分担金及び負担金は7億9,459万6,000円、2款国庫支出金は29万9,000円、3款繰越金は1,500万円、4款諸収入は28万8,000円でございます。

続いて、3ページの歳出を御覧ください。1款議会費は82万2,000円、2款総務費は3億1,710万5,000円、3款民生費は4億8,710万6,000円、4款公債費は15万円、5款予備費は500万円でございます。

続きまして、歳入予算の明細を御説明申し上げます。黄色い中表紙の一般会計予算説明書の8ページ、9ページの歳入を御覧ください。

1款分担金及び負担金は7億9,459万6,000円で、広域連合を構成する77市町村の事務費負担金を計上しております。

2款国庫支出金は29万9,000円で、特別調整交付金でございます。

3款繰越金は1,500万円で、前年度からの繰越金でございます。

4款諸収入は28万8,000円を計上しております。

引き続き、歳出予算の明細を御説明申し上げます。10ページ、11ページをお開きください。

1款1項1目議会費は82万2,000円で、議会運営に係る1節議員報酬、8節費用弁償のほか、必要な経費を計上しております。

2款1項1目一般管理費は3億1,675万8,000円で、右側説明欄にございますように、1節会計年度任用職員報酬、3節時間外勤務手当、13節事務室賃借料、18節派遣職員給与費等負担金が主なものとなっております。

2目公平委員会費は4万8,000円で、委員報酬及び費用弁償を計上しております。

2項1目選挙管理委員会費は12万6,000円で、委員報酬、費用弁償、会場使用料などを計上しております。

3項1目監査委員費は17万3,000円で、委員報酬、費用弁償などを計上しております。

3款1項1目は老人福祉費でございまして、4億8,710万6,000円で、27節特別会計繰出金（事務費分）でございます。

4 款 1 項 1 目利子は15万円で、一時借入金を借り入れた場合の支払利子を計上しております。

5 款 1 項 1 目予備費は500万円でございます。

続きまして、16ページをお開きください。給与費明細書を御説明申し上げます。特別職は計62人分で、給与費102万2,000円を計上しております。

17ページに参りまして、一般職30人を対象に、給与費の合計で1,855万4,000円を計上しております。

続きまして、20ページから23ページを御覧ください。市町村負担金一覧表でございます。表題にございますように、均等割10%、人口割45%、高齢者人口割45%で、各市町村の負担金額を算出してお願いしたものです。

以上、一般会計予算の議案説明を申し上げました。

御審議の上、御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（二條孝夫君） 以上で説明が終わりました。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（二條孝夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。

11番前田きみ子議員。

11番（前田きみ子君） 一般会計について反対の立場から討論させていただきます。

会計年度任用職員については議案として提出された経緯があり、会計年度任用職員について反対してまいりました。会計年度任用職員については、本年度は673万1,000円が計上されています。会計年度任用職員の同一労働同一賃金が保障され、また処遇が保障されなければなりません。また、雇い止め等、不安定雇用にもなりかねません。

2点目は、マイナンバー制度について、政府はマイナンバーカード普及のため特典をつけ、マスコミ報道などを積極的にしており、現在普及率は30%から40%になっています。しかし、マイナンバーカードが保険証や金融機関とひもづけになる利点は、高齢者のマイナンバーカードの紛失や詐欺など、欠点も多くあります。

以上のことから、一般会計に反対いたします。

議長（二條孝夫君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（二條孝夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、採決に入ります。本案を原案どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔多 数 起 立〕

議長（二條孝夫君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第3号、上程、提出者説明、質疑、討論、採決

議長（二條孝夫君） 次に、議案第3号 令和4年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を議題として、提案理由の説明を求めます。

清水事務局長。

事務局長（清水剛一君） 議案第3号 令和4年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について御説明を申し上げます。

特別会計予算の1ページ目を御覧ください。

第1条、予算総額は歳入歳出それぞれ2,897億391万円と定め、第2条、一時借入金借入れの最高額は100億円と定め、第3条、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合に、同一款内で各項の間の経費の金額を流用することができることとするものがございます。

2ページの第1表歳入歳出予算をお開きください。歳入を御覧ください。計上しております額は次のとおりでございます。なお、詳細につきましては、後ほど該当ページで御説明申し上げます。

1款市町村支出金は512億6,114万2,000円、2款国庫支出金は944億9,925万8,000円、3款県支出金は245億7,304万円、4款支払基金交付金は1,149億7,355万2,000円、5款特別高額医療費共同事業交付金は1億880万1,000円、6款繰入金は4億8,710万6,000円、7款繰越金は35億円、8款諸収入は3億101万1,000円でございます。

続きまして、3ページの歳出を御覧ください。1款総務費は6億7,423万3,000円、2款保険給付費は2,862億5,879万円、3款特別高額医療費共同事業拠出金は2億540万円、4款保健事業費は14億8,386万円、5款公債費は934万3,000円、6款諸支出金は2,370万4,000円、7款予備費は10億4,858万円でございます。

続きまして、歳入予算の明細を御説明申し上げます。黄色い中表紙の特別会計予算説明書8ページ、9ページの歳入を御覧ください。

1款市町村支出金は512億6,114万2,000円で、療養給付費などに充てるための保険料、保険基盤安定分及び療養給付費負担金でございます。

2款国庫支出金は944億9,925万8,000円で、1項国庫負担金は療養給付費及び高額医療費に係る負担金699億8,863万2,000円、2項国庫補助金は、1目の調整交付金から3目の災害臨時特例補助金までの245億1,062万6,000円でございます。

3款県支出金は245億7,304万円ございまして、療養給付費及び高額医療費に係る負担金を計上しております。

なお、白丸の県の補助金、県財政安定化基金交付金は、保険料の上昇を抑制するために、前年度、約10億円を計上しておりましたが、令和4・5年度の第8期につきましては、決算剰余金の活用により保険料率を据え置くことが可能であることから、基金を投入しないこととしているため、皆減になっております。

4款支払基金交付金は1,149億7,355万2,000円で、療養給付費に係る現役世代からの支援金でございます。

5款特別高額医療費共同事業交付金は1億880万1,000円で、特に高額な医療費について、財政調整のため交付されるものでございます。

6款繰入金は4億8,710万6,000円で、一般会計からの繰入金であります事務費に充てる財源として計上しております。

7款繰越金は35億円を計上しております。

8款諸収入は3億101万1,000円で、1項延滞金、加算金及び過料1,000円、2項預金利子

40万円、並びに３項雑入は第三者納付金など3億61万円を見込んでおります。

引き続き、歳出予算の明細を御説明申し上げます。

12ページ、13ページをお開きください。１款１項１目一般管理費は6億7,423万3,000円で、後期高齢者医療制度を運営するための事務経費を計上しております。主なものは、右側説明欄にありますように、11節通信運搬費、12節被保険者証等作成委託料、電算処理システム運用委託料、国保連合会業務委託料、高額療養費事前申請勸奨業務委託料、13節電算処理システム機器賃借料並びに18節国保連合会負担金でございます。

２款保険給付費は2,862億5,879万円で、１項療養諸費は、１目療養給付費から、４目審査支払手数料までの2,820億316万6,000円、２項高額療養諸費は、１目高額療養費及び２目高額介護合算療養費の32億142万4,000円を計上しております。３項その他医療給付費は、１目葬祭費及び２目傷病手当金、これの10億5,420万円を計上しております。

３款１項１目特別高額医療費共同事業拠出金は2億522万6,000円で、１件400万円を超えるレセプトの200万円を超える部分について、全国の広域連合が拠出して財政調整をするものでございます。２目特別高額医療費共同事業事務費拠出金は17万4,000円で、事務費に係る拠出金でございます。

４款１項１目健康診査費は7億8,786万円で、市町村が実施する歯科口腔健診事業業務委託料、健康診査事業に対する補助金などを計上しております。

２目その他健康保持増進費は6億8,473万円で、右側の説明欄にありますように、12節高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業委託料、18節市町村が行う健康診査の追加項目や健康教育・健康相談に係る長寿・健康増進事業交付金を計上しております。

２項１目医療費適正化推進事業費は1,127万円で、重複・頻回受診者等指導業務委託料及びフレイル予防等指導事業委託料を計上しております。

５款１項１目利子は934万3,000円で、一時借入金を借り入れた場合の支払利子を計上しております。

６款１項１目保険料還付金は2,350万3,000円で、過誤納金を還付する場合の償還金でございます。２目還付加算金は20万円で、還付に期間を要した場合の加算金を計上しております。３目償還金は、一部負担金の負担相違に係る差額返納金などとして、科目存置の1,000円を計上しております。

７款１項１目予備費は10億4,858万円を計上しました。

続きまして、20ページをお開きください。給与費明細書を御説明申し上げます。一般職の計３人分で、給与費955万円を計上しております。

続きまして、24ページ、25ページをお開きください。市町村負担金一覧表でございます。療養給付費負担金、それから保険料等負担金、いずれも療養給付費などに充てるためのものでございます。

療養給付費負担金は、各市町村の被保険者の療養費のうち、現役並み所得者の給付費を除いた一般被保険者の給付費の12分の１に相当する額でございます。保険料等負担金は、各市町村の被保険者から徴収する保険料（Ｂ）と、低所得者などの保険料軽減賦課に係る保険基盤安定分（Ｃ）の合計額となります。77市町村の負担金額は記載のとおりでございます。

以上、特別会計予算の議案を説明申し上げます。御審議の上、御議決賜りますようお願い

願ひ申し上げます。

議長（二條孝夫君） 以上で説明が終わりました。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（二條孝夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

11番前田きみ子議員。

11番（前田きみ子君） 特別会計について反対の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療の窓口負担割合が所得200万円以上の後期高齢者は1割から2割に、令和4年10月1日付で施行となります。年金生活者にとって2割の医療費負担は不安でしかありません。また、年金額も令和4年度より0.4%引下げとなっています。配慮措置もありますが、施行後3年間であり、十分なものではありません。2割負担は後期高齢者の医療機関への受診控えとなり、疾病の重度化にもつながりかねません。

以上のことから反対といたします。

議長（二條孝夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（二條孝夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、採決に入ります。本案を原案どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔多 数 起 立〕

議長（二條孝夫君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（二條孝夫君） 以上をもちまして、本定例会に提出されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで定例会の閉会に当たり、羽田広域連合長から挨拶を受けることといたします。

羽田広域連合長。

広域連合長（羽田健一郎君） 2月定例会の閉会に当たりまして、御礼の御挨拶を申し上げます。

本日提出いたしました案件につきまして、原案どおり御決定をいただき、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

本日御決定いただきました新保険料率につきましては、被保険者の皆様の御理解を得られるよう十分周知を図り、円滑な事業運営に努めてまいります。また、本年10月に予定されております医療費窓口負担割合の見直しにつきましても、被保険者をはじめとする皆様への周知・広報を丁寧に行ってまいりますとともに、円滑な制度の移行が図られますよう、鋭意準備を進めてまいります所存でございます。

暦の上では、はや立春も過ぎ、余寒厳しい中にも春の訪れがそこかしこに感じられる頃となりました。各市町村におかれましては、予算議会が控えておりますので、議員の皆様には健康に十分御留意をいただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

議長（二條孝夫君） 以上をもちまして、令和４年２月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

午後 ３時16分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 二條 孝夫

署名議員 勝野 一成

署名議員 棚本 力